

## 三田市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時	令和2年7月30日（木曜日）午後2時00分 ～ 午後3時10分
開催場所	三田市まちづくり協働センター 6階 多目的ホール3
委員	公益代表委員 宗前会長、大澤委員、丸山委員、福田委員 被保険者代表委員 松下委員、山見委員、山本委員、石田委員 保険医・薬剤師代表委員 尾崎委員、平野委員
事務局	（福祉共生部）入江部長、北中室長 （国保医療課）藤田課長、稲田課長補佐、春名係長、坂口係長
傍聴人	なし

### 会議次第

事務局	<p>入江部長挨拶</p> <p>北中室長より 会議における新型コロナウイルス感染症対策としての留意事項 事務局職員の人事異動（座席配置表にて確認） 配布資料の確認 出席委員数の報告（10名出席、会議は成立） 議事録署名人の選任（丸山委員、平野委員を選任）</p>
事務局	これより、審議に入りますので、会議の進行を宗前会長にお願いいたします。
会長	<p>それでは次第に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>報告事項1点目の「令和元年度 国民健康保険税の改定」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	（春名係長より、「令和元年度 国民健康保険税の改定」について説明）
会長	<p>ただいま、事務局より説明を受けましたが、ご意見を伺いたいと思います。委員のみなさま、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>報告事項2点目の「令和元年度 国民健康保険事業特別会計決算」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	（藤田課長より、「令和元年度 国民健康保険事業特別会計決算」について説明）
会長	<p>ただいま、事務局より説明を受けましたが、ご意見を伺いたいと思います。委員のみなさま、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>私から一点お聞きします。基金を取り崩さなくてよかったのは、こういった原因によるものとお考えなのでしょうか？</p>
事務局	県支出金が予算に比べて多く入ってきました。要因としては、三田市の収納率

	の高低が評価され、県からより多くの繰入金が発生したことによるものです。
会長	比較的国保事業については、堅調に推移しているので、財政的なバランスも良いという理解で良いのでしょうか。
事務局	そのとおりです。
会長	報告事項3点目の「令和元年度 国民健康保険税収納状況及び徴収取組み」について事務局より説明をお願いします。
事務局	(稲田課長補佐より「令和元年度 国民健康保険税収納状況及び徴収取組み」について説明)
会長	国保の場合、「税」という取り扱いのなかで、7月から3月末までの期間のなかで9期に分けて納入依頼をし、未納者については、適宜、督促・催告を行っているとの報告でした。何かご意見やご質問はありませんか。
松下委員	時効消滅の話があったが、国保税のことか、医療費も含めてのことか。
事務局	国保税のみの話です。
松下委員	請求を行うことで、時効が中断するのではないのか。請求をすれば、請求をした時点から5年の時効ということか。
事務局	そのとおりです。法律上の請求行為を督促状の送付という形で行っています。ただ、督促による時効の中断は1回目の督促に限り認められております。時効の起算日については、督促状が債務者に到達した日の翌日が新たな5年の起算日となります。
松下委員	内容証明等での請求では状況は変わるのか。よく借金とかであると思われるがそういう取り扱いにはなっていないのか。
事務局	税金を含む公債権と私債権の取扱いの違いはあります。実際の業務については、収納対策課で行っており、滞納処分の自力執行や法的根拠については、この場ではご回答いたしかねます。
会長	徴収については、納税担当部署にて実務を行っているということですので、中断等については、後日、ご回答いただきたいと思います。 債権の回収も大事であるが、消滅時効等も勘案した場合、「苦しいなら苦しいなりに相談して欲しい。繋げていく」ということを大事にしているように感じました。
大澤委員	債務者が少しでも納付を行うと、時効で債権が消滅することはなくなるのではないのですか。そういった努力は必要であると思うのですが。
事務局	そのとおりです。一部でも納付を行うことは、本人が債務を承認することとなるため時効は中断します。債務者の生計状況を把握するなかで、時効で滞納債務を消滅させる場合もあれば、納付相談から分納誓約をとり定額納付している場合もあります。
会長	時効が延びてしまうことで、滞納の分母が大きくなり、収納率が下がることと

	なる。収納率の向上だけを目的にするのであれば時効で落とした方が合理的であったりするわけですが、一定のルールのなかで、必ずしも時効で消滅させる訳でなく、納付相談に繋いでいこうとされているのですね。
大澤委員	ケースによるが、収納率のこともあり、いつまでも滞納債権を引っ張っていくわけにはいかないので、理由をつけて消滅時効で消滅させているという理解で良いか。
事務局	そのとおりです。
会長	それでは、報告事項4点目の「令和2年度 国民健康保険事業特別会計予算」について事務局より説明をお願いします。
事務局	(藤田課長より「令和2年度 国民健康保険事業特別会計予算」について説明)
会長	事務局より説明を受けましたが、ご意見を伺いたいと思います。何かご意見、ご質問はありませんか。
松下委員	令和2年度予算の歳出で、「特定健康診査・特定保健指導費」がマイナス5.8%になっています。これはどうしてなのか。 後期高齢者になると医療費は高くなるため、こういった特定健診等を推進し、健康寿命を延ばす必要がある。よって減らすべき予算ではないと思われるがいかがか。
事務局	特定健診の受診率については横ばい傾向にあります。受診率向上により健康寿命を延伸させることは、課題として認識しています。 特定健診に係る予算の積算においては、これまで実績に対して多くの予算を計上している状況にありました。今年度においては、実際の歳出の実績に基づき試算したものであり、その結果として予算が減じたところです。
松下委員	予算書にマイナスが表示されると、その事業を推進していこうとする説得力に欠けるよう感じます。
事務局	令和元年度の国保特会の決算額をご確認ください。県支出金での歳入で保険者努力支援の科目において、平成30年度は、1,457万8,000円であったものが、令和元年度には、3,253万2,000円と倍以上となっています。これは三田市の保健事業の推進に対し評価が高かったためであります。保険事業の推進について努力をしておりますのでご理解願います。
松下委員	わかりました。
会長	決算額の歳出において、「特定健康診査・特定保健指導費」についても、令和元年度については金額が大きくなっています。予算の立て方を変更したことでそのように見えますが、事業自体はしっかりと推進していただいていることがわかります。 その他何かございますか。
大澤委員	財政調整基金の取崩しで、決算ベースでは取崩していないこと良いことだと思うのだが、予算上は令和元年度に8,900万、令和2年度に1億4,300万と増えている。何か特殊な要因があるのですか。

会長	<p>確か「県下統一保険税の実施時期を見据え、計画的に取崩していく」という話をしていましたね。</p>
事務局	<p>財政調整基金については、上り続けている国保税を抑制するために活用しているということ、予算額については運営協議会のなかでご審議いただいているところです。</p>
会長	<p>基金を万一の時の預貯金と考えた場合、「持っておいた方が良い」と考えたりもするのですが、本来、単年度予算でバランスをとっていく保険税の財政バランスから言うと、過剰な積立金の留保はあまり良いものではないという側面もある。</p> <p>三田は県下では比較的若い町で、従前のように市単独で保険料を算定する場合は、保険料を比較的安く抑えることが出来るかもしれないが、県統一保険税となった場合、山間地等の高齢化率が高く、単独では保険税が高い町との均衡が図られることとなるため、おそらく保険税は上げざるを得なくなるだろう。その場合の上昇の抑制に使っていくという感じではないのですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
大澤委員	<p>先ほどの財政調整基金についてですが、今年度も1億4,300万円を計上しています。それは良いのですが、決算して結局は取崩さない状況というのは、取崩していれば、保険税はもっと抑制出来ていたのではないかと思う方がいらっしやると思います。税率改定をするたびに取崩し予算を計上しますが、結局は取崩さない状況が続いている。その点については気になっています。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。ただ、決算については、実際に括ってみないと分からないところもあるのですが、今後、来年度の税率を決定していくにあたっては、基金の活用を今一度整理し、取崩し額を精査するなかで事務を進めたいと考えます。</p>
会長	<p>どこで使うのかという判断は難しいところがあると思われま。まずは、確実に読めるところで市民のみなさんの負担を抑制していくというところで、委員の間においても認識を共有しておければと思います。</p> <p>他に何かございますか。</p>
山本委員	<p>新型コロナウイルス感染症に関する予算というのは、国民健康保険特別会計とは別なのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員のみなさまには、以前に資料配布をさせていただきましたが、国保医療課として、新型コロナウイルスり患の影響での国保税の減免制度と仕事を休まざるを得ない状況となった被保険者に対する傷病手当金の支給に係る制度を設けました。</p> <p>傷病手当金制度については、国保の加入者が自営業者や年金受給者が多いため、適用となる被保険者が少ないだろうという判断のもと、50万円の補正予算を一般会計に計上し対応しています。</p> <p>国保税の減免制度については、補正はせず、現行の予算で対応しています。減免をした額については、国の財政措置があり全額補填がありますので、次年度の決算でご報告できると思います。</p>
事務局	<p>昨日までの両制度の申請件数なのですが、国保税の減免申請が116件、傷病手当金が1件となっております。</p>

<p>会長</p>	<p>他にご意見はございますか。ないようですので、本日の協議会はこれをもって終了させていただきます。委員のみなさまにおかれましては、大変熱心にご意見賜りましたこと厚くお礼申し上げ、事務局にマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>宗前会長、ありがとうございました。また、委員のみなさまも長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。</p> <p>次回の予定でございますが、年内に兵庫県より次年度税率の仮算定値が示されます。その結果を受け、12月頃に2回目の運営協議会を開催し、保険税率に関する審議をいただきたいと考えているところでございます。</p> <p>新型コロナウイルスの今後の状況により、会議の持ち方についても検討しなければならぬ事態も想定されます。その際は、ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして令和2年度 第1回三田市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。</p>